

君嶋ちか子議員の代表質問と答弁

2019 年 9 月 13 日（金）

＊一問一答形式に編集

（文責：日本共産党神奈川県議団）

【1】県民に寄り添う県政について

- （1）補聴器購入に公的補助と適切な選択を保障することについて
 - 1）加齢性難聴に対する公的補助について
 - 2）補聴器を適切に選ぶことについて
- （2）雇用における神奈川県の役割について
 - 1）県内雇用への積極的な関与について
 - 2）リストラに対し県が働きかけを行うことについて
- （3）特別支援教育において生徒の学習権を保障することについて
 - 1）秦野養護学校末広校舎の状況について
 - 2）特別支援学校の新設について
 - 3）「神奈川県の特別支援教育のあり方に関する検討会」の議論について

【2】自治体のあり方について

- （1）第 2 期行政改革大綱について
- （2）カジノ誘致に対する県の評価及び住民意向の受けとめについて
 - 1）カジノに対する評価について
 - 2）住民意向の受けとめについて

君嶋議員：日本共産党の君嶋ちか子です。日本共産党神奈川県議会議員団を代表して質問を行います。質問の前に申し上げます。

とりわけこの数年、自然災害が日本列島に容赦なく襲いかかっています。今回台風 15 号により、首都圏及び神奈川県におきましても多大な被害が発生しております。被災された多くの方にお見舞い申し上げますとともに、防災及び災害に強い街づくりに向け、一層力を尽くしたいと思います。



【1】県民に寄り添う県政について

（1）補聴器購入に公的補助と適切な選択を保障することについて

1）加齢性難聴に対する公的補助について

君嶋議員：では最初に、県民に寄り添う県政について伺います。第一に、補聴器購入に公的補助と適切な選択を保障することについてです。初めに、加齢性難聴に対する公的補助について伺います。

日本の難聴者は日本補聴器工業会調べで推計約 1430 万人、74 歳以上の 43.7% が難聴といわれています。ところが、片耳でおよそ 15 万から 30 万円と言われる補聴器は、健康保険は適用されず「高くて買えない」という声を多く聞きます。

難聴で補聴器を所有する方の割合は、イギリス47.6%、フランス41.0%、ドイツ36.9%などに対し、日本は14.4%です。

この差が生じる大きな要因として、公的補助の違いが考えられます。日本の場合、補助は障害者手帳を所持し、かつ両耳の聴力レベルが70デシベル以上などの高度難聴者に限定されています。

これに対し、ヨーロッパ諸国ではWHOの41デシベル以上という基準を用い、医療の対象として公的補助を行っています。

難聴は放置すると聴力がさらに低下することが多く、早期に補聴器を使うことにより医療的効果が得られるとされています。

また、聞こえない生活は生活の質が保てないだけでなく、人と接触することを避けがちになり、認知症に至る比率も高くなるなど、高齢者の社会参加の障害となっています。

都道府県では東京都、群馬県が補助制度、茨城県が支援制度を実施しています。市や区などでは20自治体が補助制度を設け、それぞれ喜ばれています。

そこで知事に伺います。加齢性難聴について、早期の対応を可能とするために公的補助制度を設けることは、健康に暮らし続けることを掲げる神奈川県の方針にふさわしいと思いますが、見解を伺います。

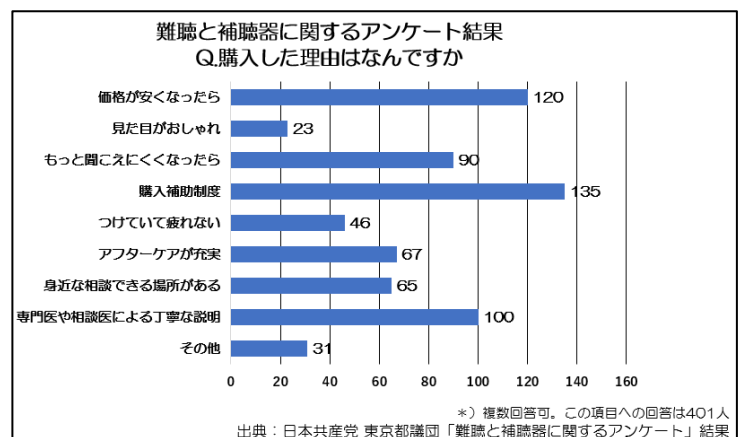
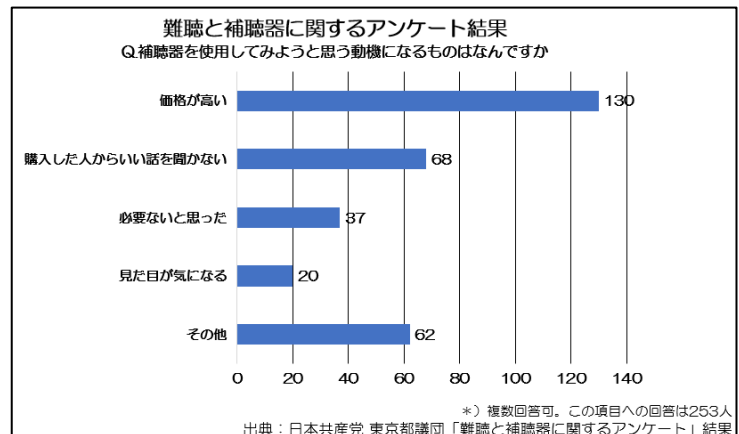
黒岩知事：君嶋議員のご質問に、順次お答えしてまいります。

県民に寄り添う県政について何点かお尋ねがありました。まず、補聴器購入に公的補助と適切な選択を保障することについてです。初めに、加齢性難聴に対する公的補助についてです。

人生100歳時代を迎える中、加齢に伴う難聴は高齢者の社会参加の意欲にも影響する一つの要因となり得ると認識しています。

これまでも県では国の制度に基づき、高度難聴者を対象に補聴器の購入にかかる費用の一部を公費で負担してきました。また、神奈川県聴覚障害者福祉センターを設置し、聴覚障害者に関する様々な相談を受け付けていますが、相談者の7割以上が60歳以上の方で、その多くが補聴器に関する相談です。加齢に伴う難聴の方においては、一人一人のニーズに合った補聴器を適切に活用することが必要です。

高度難聴者以外の加齢性難聴者への補聴器購入にかかる補助制度は、国レベルでの検討が必要と考えており、現時点では県独自で補助を実施することは考えていません。



引き続き、聴覚障害者福祉センターにおいて丁寧な相談対応を行うなど、補聴器の適切な利用を支援していきます。

【再質問】

君嶋議員：今お答えいただきましたことに関わって、再質問いたします。最初に、補聴器購入に公的補助を求めることについてです。

難聴に対する早期の対応が難聴の進行も抑止し、認知症に至る確率も小さくするというのであれば、まさに神奈川県に掲げる健康で生き生きと暮らし続けることにふさわしい施策であり、また、医療介護費の抑制にもつながると思います。

その点では、全国的な施策を待つという知事の答弁もありましたが、今まで率先して様々な施策を進めてきたこともほかの分野でありますから、今回もこの切実な補聴器の問題について、神奈川県が全国にも先駆けてその実施をすることを求めたいと思います。

その点で、こういった施策を取り上げない理由として、財源問題以外にあれば伺いたいと思います。

黒岩知事：それでは、再質問にお答えいたします。

加齢に伴う難聴につきましては、平成30年度より国において補聴器の利用による認知機能の低下への効果を検証するための研究、これをスタートさせていると聞いております。

県としましては、こうした国の動向を注視していきたいと考えておりまして、現時点では県単独の補助制度の創設は考えていません。答弁は以上です。

【要望】

君嶋議員：要望を申し上げます。

補聴器につきましては、先ほど国での検討を踏まえてということでしたが、補聴器についての要望は非常に急ぎ、切実なものがありますので、県としても引き続きせめて検討対象としていただきたいというふうに考えています。

2) 補聴器を適切に選ぶことについて

君嶋議員：次に、補聴器を適切に選ぶことについてです。

補聴器でご苦労されている方のお話では、聞こえない音の種類により機器のタイプが違ってきます。このため、適切な補聴器の購入には、補聴器相談医、言語聴覚士、認定補聴器技能者などの活用が必要です。

しかしながら、これら専門家の必要性が周知されていないため、十分には活用されていません。結果的に、不適切な購入により途中で使用をやめるケースが少なくありません。国民生活センターでも「高くて払えない」「聞こえが改善されない」などの苦情が増え続けています。

私たちは、神奈川県聴覚障害者福祉センターの視察を行いました。ここでは言語聴覚士による補聴器の相談・調整・貸出しを行っています。調整・



貸出しまで行っている聴覚障害関連施設は県内唯一とのことでした。

この貴重な役割を持つにもかかわらず体制的に週2日、1日約10件が限度のため、予約が一カ月先とのことでした。十分な相談や検査の時間を確保することに苦慮していました。

それにもかかわらず、指定管理料が十分ではなく、人員削減を余儀なくされていました。

これらの状況を踏まえ、知事に伺います。県民に適切な補聴器の選択を保障するためには、第一に補聴器にかかわる専門家の活用について県が周知を図ること、第二に神奈川県聴覚障害者福祉センターの周知とともに、増員・増設など体制強化が必要です。見解を伺います。



黒岩知事：次に、補聴器を適切に選ぶことについてです。

初めに、補聴器に関わる専門家の活用の周知についてです。

補聴器には多くの機種や多様な機能があり、その中からその人に合った補聴器を選択することが重要です。

県としては聴覚障害者福祉センターにおいて、補聴器に関する相談を受けた際は聴力検査を行い、言語聴覚士などの専門家による補聴器の選択の助言や調整を行っています。こうした補聴器を選択する上での専門家の活用の有効性について、市町村と連携し周知していきます。

次に、聴覚障害者福祉センターの周知と体制強化についてです。

センターの周知についてはHPなどにより広く行っているところですが、補聴器の選択に関する専門家の活用の有効性と併せて、改めて市町村と連携し周知いたします。また、センターの体制については、現行の体制の中で丁寧に対応し、適切な補聴器の選択を支援してまいります。

（２）雇用における神奈川県役割について

１）県内雇用への積極的な関与について

君嶋議員：続きまして、雇用における神奈川県役割についてです。最初に、県内雇用への積極的な関与について伺います。

電機産業のリストラが続いています。2008年のリーマンショック以降2018年まで、公表されただけでも44万人が人員削減の対象となっています。関連企業や労働者家族も含めると、その何倍もの人々が影響を受けています。

また、インベスト誘致企業である日産も2009年には2万人を削減しました。

日本共産党県議団は昨年12月に、大企業のリストラに対し県の働きかけを求める申し入れを行いました。今年7月、その後の対応を聞いたところ、「神奈川労働局から大きな混乱はないと聞いたので何も行っていない」との回答でした。

どのような状況把握を行ってきたのか、リアルな認識の欠如とともに、雇用対策情報交換会議の不十分さを指摘せざるを得ません。

県は、昨年の日本共産党県議団の予算要望に対して、「人員整理は労働者の生活に大きな影響を与える」との認識の下、雇用情勢や労働争議について「様々な手段により事業者からの状況把握に努めている」と回答しています。

また、「当事者からの要請があれば」「労使間の話し合いが円滑に行われるよう助言」するとし、「引き続き雇用調整のルールについても助言・啓発」を行うと述べています。

これらを履行するためには、企業に対しても労働者に対しても、労働センターをはじめとした県の役割を周知するとともに、雇用問題に積極的に対応していくことが必要です。

県の労働相談は一定の役割を果たしていると思いますが、予算要望への回答に照らすならば、一層の役割発揮が求められます。

そこで知事に伺います。県内雇用状況に見合う役割を果たすためには、第一に労働局に対し雇用対策情報交換会議の強化とその成果の活用を呼びかけ、第二に労働者・企業双方に対する労働センターの周知、第三に労働センターの体制と機能の強化が必要です。三点について見解を伺います。

黒岩知事：次に、雇用における神奈川県の影響についてお尋ねがありました。まず、県内雇用への積極的な関与についてです。

初めに、神奈川労働局への雇用対策情報交換会議の強化と、その成果の活用についてです。

県はこれまで神奈川労働局等とのかながわ雇用対策情報交換会議を通じ、適宜、大量退職の情報提供を受けてきました。しかし、常にすべての情報提供がされてきたわけではありませので、今後労働局へ積極的な提供を働きかけ、労働相談等に活用してまいります。

次に、労働者、企業双方への労働センターの周知についてです。

労働センターの役割については県のたよりやHPで広報するとともに、中小企業への訪問事業等を通じたリーフレットの配布、さらには街頭労働相談会での案内チラシの配布等により周知を行っており、今後も引き続き実施していきます。

次に、労働センターの体制と機能の強化についてです。

平成22年4月に、それまで2つの労働センターと5つの県政総合センターに分かれていた組織を神奈川労働センターと3つの支所に再編統合し、指揮命令系統を一本化して、一体的に事業が実施できる体制を強化しました。

また、機能については、平成28年にはメールによる労働相談を、30年にはベトナム語による外国人労働相談を、今年6月からは川崎支所で夜間労働相談をそれぞれ開始するなど、強化を図ってきました。

今後も、社会情勢の変化に対応しながら労働センターの機能を充実させ、労働問題に対し適切に助言し解決に導いてまいります。

2) リストラに対し県が働きかけを行うことについて

君嶋議員：次に、リストラに対し県が働きかけを行うことについてです。

2018年以降の電機産業リストラだけでも、NEC3000人、富士ゼロックス1万人、

東芝7000人、富士通5000人、ルネサス1000人という規模で進められています。多くが、神奈川県に拠点あるいは大きな事業所を有しています。

これら多くのリストラの特徴は、利益率を上げるために黒字企業が乱暴な人員削減を進めていることです。

一方で、株の配当や内部留保は増大しています。

また、人員削減の多くは、希望退職という形を用いていますが、再就職の厳しさの中で、退職金割り増しなどで退職に応じる人は多くはありません。そこで企業は退職強要を執拗に繰り返します。

例えばある大手企業では、3000人削減のために2万人に対する面談を強行し、退職強要のパワハラが職場に蔓延しました。「あなたの仕事はない」「社外での活躍を検討せよ」などと繰り返され、精神疾患に追い込まれた労働者もいます。

応じなければ「追い出し部屋」に押し込め、仕事を与えないなどの手法も用いられます。これらは紛れもない人権侵害です。労働者の生活と人権を破壊し、地域経済を疲弊させるリストラに正義はありません。

また、リストラは企業の発展をも損ねています。ある技術者は「リストラを繰り返し、日本での製造が困難な分野はもはや珍しくないが、技術者の流出も続き、設計・開発さえ困難になるのではないか」との危惧を語っています。

大企業の社会的責任も問われます。企業の経営判断などと静観している場合ではありません。山口県、熊本県などでは、知事が事業所閉鎖の撤回を求めています。

また莫大な税金を使い企業誘致を行いながら、一方で県内企業のリストラは放置するというのでは、施策として大きな矛盾を抱えます。

そこで知事に伺います。知事は指導権限がないとはいえ、労働局の指導と相まって、県民の生活と地域経済を守り、かつ健全な産業発展を促すという観点から、道理のないリストラをやめるよう働きかけることが必要です。見解を伺います。

黒岩知事：次に、リストラに対し県が働きかけを行うことについてです。

県は、毎年神奈川労働局とともに、県内の経済団体に対し雇用に関する問題について要請を行っています。また、今年2月には約1000社の企業に対し、メールマガジンを活用して雇用機会の確保と雇用の継続を依頼しています。

しかし、企業が産業構造の転換等に対応し、事業の再構築を進める中で、残念ながら従業員を解雇せざるを得ない場面に直面することも事実です。その判断は、個々の企業が高度な経営判断として決断するものであり、そうした判断に関して、不当な解雇でない限り、県がリストラをやめるよう働きかけたり要請を行うことは困難です。

県としては神奈川労働局とも連携し、パワハラ等による不当な解雇が行われることがないよう企業に働きかけるとともに、労働相談やあっせん指導等を通じ、雇用問題の解決に努めてまいります。私からの答弁は以上です。

（３）特別支援教育において生徒の学習権を保障することについて

１）秦野養護学校末広校舎の状況について

君嶋議員：続きまして、特別支援教育において生徒の学習権を保障することについてです。

最初に、秦野養護学校末広校舎の状況について伺います。

秦野養護学校の知的部門小中学部は、秦野市立末広小学校校舎の一部を借り受け、秦野養護学校末広校舎として２０１６年に設置されました。

施設等に問題があると聞き、私たちは末広校舎を訪れました。

体育館使用は週３回の昼休のみで、授業では使えません。グラウンド限定のためマット・床運動などは行えず、雨が降れば廊下やプレイルームでの体育を余儀なくされます。

しかも、グラウンド使用も中学部の月・木の１０時から１０時４５分のみで、小学部は敷地外の末広自由広場で体育を行います。広場への移動の際も、突然の飛び出しやパニックなどで事故に至らせないように、先生たちは緊張を強いられています。

また、通常の教室をパーテーションで仕切り二クラスが使用しており、音楽室がないため音楽と他の授業がパーテーションを隔て、同時進行となります。保健室と職員室も、一つの教室をロッカーで仕切り使っています。

また、給食については殆どの生徒が細かく切る必要があり、小学校から運ばれた給食を給食介助員が学習室で配膳時に刻んでいます。

これら不備をカバーする先生たちのエネルギーを子どもたちと向き合うことに使えるよう、教育環境を整えるのが教育委員会の仕事ではないでしょうか。勧めに応じて転校した生徒の保護者は、前校との教育環境の違いに「騙された」と困惑しています。

そこで教育長に伺います。末広校舎においては保健室、音楽室、給食、体育の授業など、いずれも借り物ゆえの問題が生じています。また、独立した学校としてではなく本校内の教室として計算されるため、教員数も少なくなりがちです。いずれも、今後学校としての機能を備えた設備が必要なことを示しています。

末広校舎について改善すべき問題は多くありますが、当面の切実な課題としてグラウンドと体育館を授業で使えるようにすること、また、教員不足を補う配置が必要です。見解を伺います。

桐谷教育長：教育関係について、お答えします。まず、秦野養護学校末広校舎の状況についてです。

秦野養護学校末広校舎は、秦野市に在住する知的障害教育部門小中学部の児童生徒を地域の養護学校に通わせてあげたいという秦野市などのご要望を受け、平成２８年に秦野市立末広小学校内に設置しました。



設置にあたり市と締結した運営等に係る協定書では、養護学校と小学校の教育活動の充実等について、県と市が相互に協力するものとしています。

養護学校の小中学部とも週３回ある体育の授業は、末広小学校のグラウンドや隣接する秦野市末広自由広場を使用して、学習指導要領に基づき支障なく行われています。

また、体育館を養護学校の児童生徒が昼食後週３回程度自立活動の授業等に使用しているほか、随時両校の校長が調整し、グラウンドや体育館、特別教室等を養護学校の教育活動に活用しています。

次に、教員数ですが、いわゆる義務標準法により秦野養護学校全体の児童生徒数から教職員定数を算定し、末広校舎の状況を踏まえ必要な定員数を配置しています。

【再質問】

君嶋議員：続きまして、秦野養護学校末広校舎に関わって再質問いたします。

現場でも確認しましたが、今までは明らかに授業で体育館、小中ともに使えず、グラウンドも中学生が限定的に使用しているというだけのことでした。教育長がおっしゃったように、協議できるというのであれば、なぜ今まで使えない状態に甘んじていたのかが問われます。今後、生徒の体育の授業について調整を的確に行い、のびのび体育館、グラウンドを使えるような体制をしっかりと作ってほしいと思います。見解を伺います。

桐谷教育長：君嶋議員の再質問にお答えいたします。

県と市で結んだ協定において、両者が話し合いをし、課題があれば解決をしていくということを進めてきております。

今後も課題があれば、当然対応をしていくということでございます。

【要望】

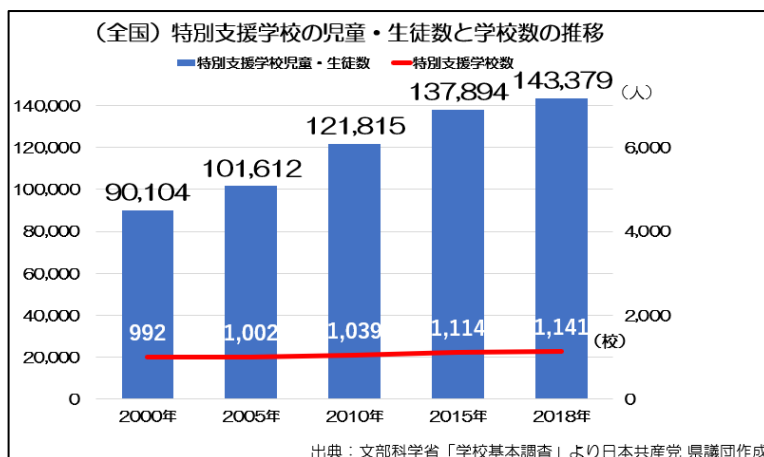
君嶋議員：そして、特別支援学校につきましては、今までの経緯はあるとはいえ、今後体育館とグラウンドの使用が可能となるように調整をしっかりといただきたいと思います。

２）特別支援学校の新設について

君嶋議員：次に、特別支援学校の新設について伺います。

特別支援学校を必要とする生徒は増え続けています。２０００年と２０１８年の比較では、全国で特別支援学校の生徒数は５万３２７５人増加していますが、学校新設は１４９校のみで不足に拍車をかけています。

神奈川県の場合はさらに深刻で、生徒数は３６２８人の増加、これに対し学校新設は９校にとどまっています。



その結果、一校当たりの児童生徒数は国で125.66人、県は164.18人に上ります。

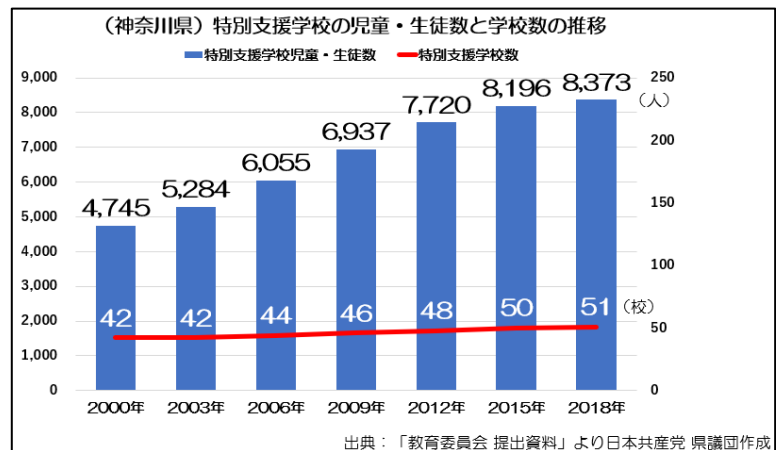
過大規模化により、教室が足りない、体育館・グラウンド・プールの使用が限定的、音楽室が使えない、またカーテンで教室を区切つての授業などが全国的にも生じています。

普通学校にない特別支援学校のすし詰め状態は、特別支援学校だけが学校設置基準がないことによ

ります。いわば国が差別を公認している状態です。特別支援学校は、学びや発達保障のかけがえのない場です。それにふさわしい環境を整えることは急務です。

東京都では「都立特別支援学校の規模と配置の適正化に関する施設整備計画」を作成し、児童数推計値による先々を見通した設置を進め、現在、新設は調節・設計中も含め11校、増改修は8校で行われています。このような計画的な設置が望まれます。

そこで教育長に伺います。なぜ神奈川県では全国平均をはるかに上回る大規模校となっているのでしょうか。また、この深刻な数字を受け止め、早急に特別支援学校の新設に着手すべきです。見解を伺います。



桐谷教育長：次に、特別支援学校の新設についてです。

まず、学校の規模についてですが、本県のように多くの人口を抱える都市部では特別支援学校を希望する児童生徒も多く、1校当たりの規模が大きくなる傾向があります。

国の学校基本調査から試算すると、国公私立全体の特別支援学校における1校当たりの児童生徒数は、本県では議員お話しの通り164.18人ですが、例えば東京都では191.23人、大阪府では184.94人、愛知県では181.95人という状況です。

こうした中、県教育委員会では平成22年度以降、新たに特別支援学校5校と1分教室の計画的な整備を進めています。

また、特別支援学校の新設等についてですが、県教育委員会では平成30年8月に神奈川県の特別支援教育のあり方に関する検討会を設置しており、その中で特別支援学校の整備についても議論していただいています。

県教育委員会としては、その取りまとめを踏まえ今後の方向性を検討してまいります。

3)「神奈川県の特別支援教育のあり方に関する検討会」の議論について

君嶋議員：次に、「神奈川県の特別支援教育のあり方に関する検討会」の議論について伺います。

特別支援学校の過大規模化は著しく、増設が切実に求められています。その際、地域的な配慮も必要です。川崎市が幸・中原区域に新設など受け入れ枠の拡大を求めているのは、その典型です。市長会や障害者団体からも、同様の要望が上がっています。中間まとめは、この最も切実な新設の課題に応えてはいません。

中間まとめの二つ目の問題は、「地域との繋がりを考慮することが重要」と述べ、教育委員会が議論の中で「末広校舎」をその例として挙げていることです。しかしながら、既存の学校の一部を借りることが「地域との連携」ではありません。

校舎や体育館、グラウンドを肩身狭く借りるのではなく、主体的にのびのび使える環境を整えることが必要です。その上での地域との連携です。

そこで教育長に伺います。今年度末の「神奈川県の特例支援教育のあり方に関する検討会最終報告」に向け、特例支援学校の新設を明確に据えた議論とすべきです。また、「地域との連携」は、設置方法と混同することなく議論すべきです。二点について見解を伺います。以上です。

桐谷教育長：次に、神奈川県の特例支援教育のあり方に関する検討会の議論についてです。

県教育委員会では、今後の特例支援学校の整備については、現在取り組んでいるインクルーシブ教育の進展や、5校1分教室の整備後の地域的な人口増減等勘案しながら、その方向性を見定めていくことが重要と考えています。

現在、こうした点を踏まえた上で、検討会において今後の整備について議論を進めていただいています。

併せて、お尋ねの地域との連携についてですが、地域で生まれ育つ子どもたちは、どの子どももできるだけ居住する場に近い所で学び交流することが大切なことと考えています。

秦野養護学校末広校舎も現在整備を進めている小田原養護学校湯河原真鶴方面分教室も、まずこうした考え方や地域のみなさまのご要望があり、その上で設置方法を検討してきたという経緯があります。

今後ともそうした考えを基本に、地域との連携について取り組みを進めてまいります。以上でございます。

【再質問】

君嶋議員：さらに、特例支援教育に関わる検討会について再質問いたします。

議論内容は検討会に委ねるとして、議論すべき範囲については検討会設置者である教育委員会がしっかり据える必要があると思います。

新設する学校数、時期、およその設置地域などを明確にする議論が必要と考えます。見解を伺います。再質問に関わっては以上です。

桐谷教育長：それからもう一点、特例支援学校の新設についてでございますが、本検討会の設置にあたりましては、県教育委員会として特例支援学校の整備、医療的ケア、特例支援教育における県と市町村の役割分担、その3点の検討項目を設定をしまして、議論をしていただいております。

また、その検討会の中間まとめにおきまして、その整備については今後も地域的な課題や児童生徒数の推移を勘案し、その対応について検討する必要があると、今後の検討の方向性が示されております。

引き続き、検討会のなかで議論を深めていただきたいと考えております。以上でございます。

【要望】

君嶋議員：そして、検討会についての議論ですが、それにつきましては、「地域との連携」の意味する所と必ずしも「設置方法」とは一致しないということで、しっかりと学習権を保障するという点で、学校新設を促進していただきたいというふうに思っています。

その点で、一般的な設置の議論というだけではなく、時期・数・地域などをもっと限定的に議論を進めるべきだろうと考えていますので、その点よろしくお願いいたします。

以上です。

【2】自治体のあり方について

（1）第2期行政改革大綱について

君嶋議員：続きまして、「自治体の在り方について」何点か伺います。

最初に、第2期行政改革大綱についてです。

今年7月策定の第2期大綱では、それまでの「量的削減を中心とした改革」を経て、「質的向上に着目した改革」を促進、加速化させるとしています。

職場の質を問うのであれば、第一に、住民の切実な課題に応えられる自治体行政としてのやりがい、第二に、問題とじっくり向き合える体制、第三に、職場や職員間における信頼感が必要です。

第一のやりがいに関わっては、多くの県民の暮らしを直接支える施策への転換を、私たちは度々求めてきました。

第二の体制については、長時間労働の是正が必須です。

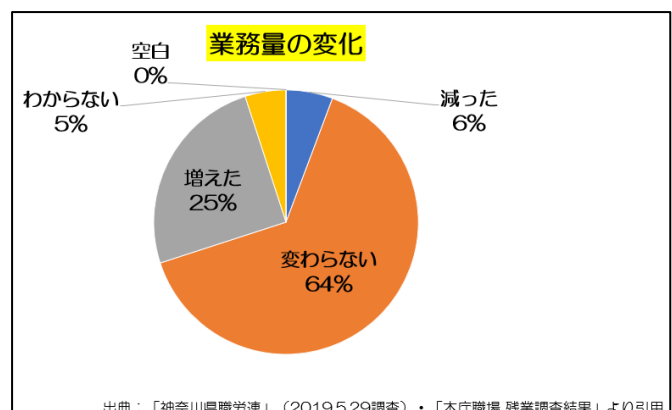
今年5月の神奈川県職労連の本庁職場残業調査によると、当局が長時間労働の是正を推進した時期を経ても、残業で残っている人の割合に大きな変化はありません。残業せざるを得ない実態が厳然としてあるからです。

事実、「業務量が減った」と答えた人は5.7%、一方で「増えた、変わらない」という回答は89.3%にも上っています。

アンケートには「業務量に見合う人員配置となっていない」「強制的に帰らされると裏残業が発生する」などの記載があり、行政改革大綱でも「業務が多忙で余裕がない」と思う職員の割合が高止まりしていることを、課題としています。

ノー残業デーを設けただけで、仕事量が減るはずはありませんから当然です。効率化には限界があり、長時間労働解消のために必要なのは職員増です。

また、第三の職場の信頼感にかかわっては、「ニーズの先取り」や「アグレッシブな行動」により「職員の質を高める」などと具体的保障にはならない言葉を多用するのではなく、組織が直面する問題と向き合うことです。



自治体の役割を踏まえた実践的な研修の確立、パワハラ・セクハラを許さない職場づくり、より適切な人事評価制度の運用、県民の目に耐えうる情報公開制度、公益通報制度を成り立たせる土壌作り、などに具体的に取り組むべきです。

そこで知事に伺います。職場の質的向上を目指すというのであれば、施策の方向をより県民の切実な願いに応えるものへと転換し、その上で仕事をじっくりと行える職員体制と公正な職場運営が不可欠です。

大綱に謳う長時間労働の解消を図るのであれば、また、質的向上を目指すのであれば、職員の増員が前提条件と考えますが、見解を伺います。

黒岩知事：自治体のあり方について、何点かお尋ねがありました。まず、第2期行政改革大綱についてです。

本県では平成27年度に行政改革大綱を策定し、働き方改革など質的向上に着目した改革に取り組んできました。

その結果、職員の意識や仕事の進め方に良い変化を感じている職員の割合は、この3年間で3倍近くに増加するなど、県庁の組織風土は大きく改善が図られました。また、長時間労働の是正についても年間720時間を超える残業をした職員の数が、この2年間で3分の1まで減少するなど、着実に成果が上がっています。

議員ご指摘の職員数に関しても、児童虐待等の子ども関連施策やオリンピック・パラリンピック業務等に対応するため、令和元年度は知事部局の職員定数を54人増員するなど、業務量や時間外勤務の実態等に応じた必要な人員を配置しています。

今年7月に策定した第2期行政改革大綱では、これまでの取り組みの成果を踏まえ、引き続き職員・組織・仕事の質的向上を目指し、働き方改革や組織人事改革など、様々な改革に取り組むこととしています。

そして、こうした取り組みを通じて行政組織の総合力を高め、県の総合計画であるかながわグランドデザインを着実に推進し、県民のみなさまにとって必要なサービスを効果的、効率的に提供していきます。

（２）カジノ誘致に対する県の評価及び住民意向の受けとめについて

１）カジノに対する評価について

君嶋議員：続いて、カジノ誘致に対する県の評価及び住民意向の受けとめについて伺います。最初にカジノに対する評価についてです。

カジノについて、知事は従来から県内自治体が誘致に手を挙げれば応援するとし、今回の横浜市長の判断に対しても支援を表明しました。私たちは一貫して、自治体がカジノを後押しすることは健全な地域発展を阻害すると反対しています。賭博は刑法で禁止され、最高裁判決でも違法性が認定されています。

海外の実例である韓国の江原（カンウォン）ランドについて、「2000年の開設時には5万人だった人口が、2017年には3万8000人に減少した。施設周辺ではカジノによるギャンブル依存で破産したり自殺したりする人が後を絶たず、カジノ客目当ての風俗店や質屋も乱立した結果」であると2017年4月24日付読売新聞が報じていました。

日本でもギャンブル依存症、マネーロンダリングなど、多くの懸念が示されています。

ギャンブル依存症患者にかかわってきた団体の方が、『遊ぶ金欲しさに』という事件は多いが、これは間違いなくギャンブル依存症である。ギャンブルは金持ちを乞食に、普通の人を犯罪者にしてしまう」とリアルな指摘をしていました。

さらに、自治体が後押しすることも大きな問題です。カジノ産業は新しい価値を生み出すわけではありません。負けた人から巻き上げたお金の一部が、自治体の収入となります。住民の生活破壊を引き起こしながら経済発展に寄与すると称するのは、自治体としてあまりに不健全です。

また、カジノの影響は、横浜市内にとどまらず神奈川県全体に及びます。神奈川県の記事として、他人事ではすみません。

そこで知事に伺います。今回の横浜市長の表明について、知事はカジノの多くの問題点を踏まえ、また自治体の原点に立ち返り、反対の意向を示すべきです。見解を伺います。

黒岩知事：次に、カジノ誘致に対する県の評価及び住民意向の受け止めについてお尋ねがありました。まず、カジノに対する評価についてです。

統合型リゾートIRは、カジノ施設だけではなく国際会議場などのMICE施設や日本の魅力を効果的に発信する劇場などが一体となった複合施設で、我が国がめざす観光立国を実現するため、また、県全体の観光振興及び地域経済の活性化を図る上で、非常に有効なものであると考えています。

今回横浜市は、将来の人口減少や少子高齢社会などの課題に対応するために、地域の経済成長や観光MICE都市の実現を見据えて、また、懸念事項についても総合的に勘案した上で大きな決断をされたと思います。

広域自治体である県としては、基礎自治体である横浜市の判断を尊重し、協力していくべきと考えております。

2) 住民意向の受けとめについて

君嶋議員：続きまして、住民意向の受けとめ方について伺います。

横浜市の林市長は2017年市長選挙で、カジノについてそれまでの積極的姿勢から転じて「白紙状態」と表明し選挙戦に臨みました。そして、今回の誘致表明は、市民の意見を広く聞くことなく突然なされました。

選挙で選ぶということは、政策決定を全て委ねるということではありません。自治体の将来にまで影響を与える大きな問題であり、かつ反対意見も根強く、どの調査でも約6割～8割が反対しているカジノは、選挙での審判を受けていないのですから、市民の意向を十分に反映するプロセスが必須です。これらを見做して、横浜市長が勝手に判断していることが、住民の強い怒りをかけています。

このように、民主主義という点からも問題が多い誘致表明に対して、知事は最大限の理解を示し、白紙から一転した態度についても、「市民を裏切って突然決断したというのは違う」と擁護しました。さらに、会見後の資料を放り投げた姿についても、「それだけ大きな決断をされたということの証でもあるかもしれない」と、格段の理解を示しました。

住民が主役と考えていたなら、決してこんな行為は生じません。自治体は誰のものが改めて問われます。

そこで知事に伺います。住民に大きく影響を与え、先々をも縛る行政の態度決定については、住民の意向を十分に反映させるプロセスが不可欠です。

この点からも、今回住民の多くが反対しているという事実を知事はどのように受け止めているのか、見解を伺います。以上です。

黒岩知事：最後に、住民意向の受け止めについてです。

今回横浜市の林市長は、ＩＲ誘致に伴う経済効果だけでなく懸念事項についても総合的に判断した上で、横浜市の２０年、３０年先を見据え、将来にわたり成長・発展を続けていくため誘致を決断されました。

ＩＲに関して、ギャンブル依存症や治安上の不安を訴える声があることは承知しています。今後、ＩＲ誘致について市民のみなさまの理解を得られるよう、横浜市長みずから市内１８区すべてに出向いて説明されとのことであります。

横浜市には、住民に対して丁寧な説明を行い十分な理解を得た上で、市民や県民のみなさまが納得できるＩＲを実現されることを期待しています。答弁は以上です。

【再質問】

君嶋議員：再質問いたします。

カジノにつきましては評価の内容は異なりますが、そのカジノに対する評価とは別に、住民の意向の受け止めについては、しっかりと民主主義や住民自治に基づいて再度質問をいたしたいんですけれども、今の答弁の中に「市長が丁寧に説明に回る」というお話がありました。今市民が求めているのは実施に向けての説明ではなく、今回の突然の誘致表明に対して、住民が主体である自治体において多くが反対している、そして先々にも影響を与える、こういうような問題について住民の声を度外視して事を進めていいのかどうか、ということをお伺いしています。改めて見解をお伺いします。

黒岩知事：それでは、再質問に対しお答えいたします。

ＩＲ誘致に関しては、ギャンブル依存症や治安上の不安を訴える声があることは承知しておりまして、横浜市には、今後住民に対して丁寧な説明を行い十分な理解を得た上で、市民や県民のみなさまが納得できるＩＲを実現されることを期待をしております。

広域自治体である県としましては、基礎自治体である横浜市の判断を尊重し、協力していくべきと考えております。住民のみなさまの声に対し、しっかりと市長がお答えになっていくということを、これから期待して見守っているというところであります。答弁は以上です。

【再々質問】

君嶋議員：再度質問をさせていただきますが、生じている不安に答えろということをお求められているのではなく、今も６～８割、パブリックコメントによっては９０％以上も反対の声が出ているという、こういう事柄について、住民意向として認めるのか認めないのか、市長や知事の個人的な・・・「個人的な」は取り消してもいいですけど、市長や知事の見解だけで態度を決めていいのかどうか、そのことを伺っています。

黒岩知事：それでは、再質問にお答えいたします。

住民の声に対してそれを市長がきちんと説明をして説得をしていくということでありますので、その結果を見守っているということでもあります。答弁は以上です。

【要望】

君嶋議員：では、要望を申し上げます。

今の知事の、住民の意向をどう受け止めるかという点については、まだ非常に不十分だというふうに思っています。

今回住民の多くの方が怒っているのは、当初積極的であった態度、それを選挙の時には白紙にすると行って、そしてそれをずっと伏せたまま、一転、突然今回の表明がされたということで、様々な住民意向がどのように反映されているのか、態度決定について、それ以前に住民意向が反映される必要があるというふうに言っているわけです。

ですから、そういう点で私、再質問をしましても再々質問をしましても、その市長の態度表明あるいは知事の態度表明、様々な問題について、その前にすべての問題とは言いませんが、このように多くの住民が関心を持って、なおかつ反対意見としても根強くあるということが様々な報道でもされているわけですから、そういったことを住民の意向としてきちんと据えるということが必要ではないかということを、改めて強調したいと思います。

そういった点で、こういったプロセスを、住民意向を尊重するというプロセスを無視するのであれば、住民自治を否定するものとなってしまいますので、住民に寄り添うという姿勢を貫いていただきたいと強く要望しまして、私の質問を終わります。